

小平薬川水系河川整備計画

平成21年7月

北海道

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

小平薬川は、その源を北海道留萌郡小平町の北西部天塩山地に発し、下記念別川、オトイチセコロ川、ポン沖内沢川、折真布川などの30支川と合流、小平町市街地付近を貫流し、日本海に注ぐ流域面積465.2km²、流路延長61.7kmの二級河川である。

流域内の関係市町村は留萌支庁の小平町の1町であり、平成17年度の人口は約4,300人、世帯数は約1,700戸である。

流域は、山林が全体の約92%を占め、田・畑等に利用している土地は4%にすぎないが、肥沃な沖積平野で小平町の穀倉地帯となっている。

また、最下流部には市街地が形成され、小平町の社会・経済の基盤をなしている。

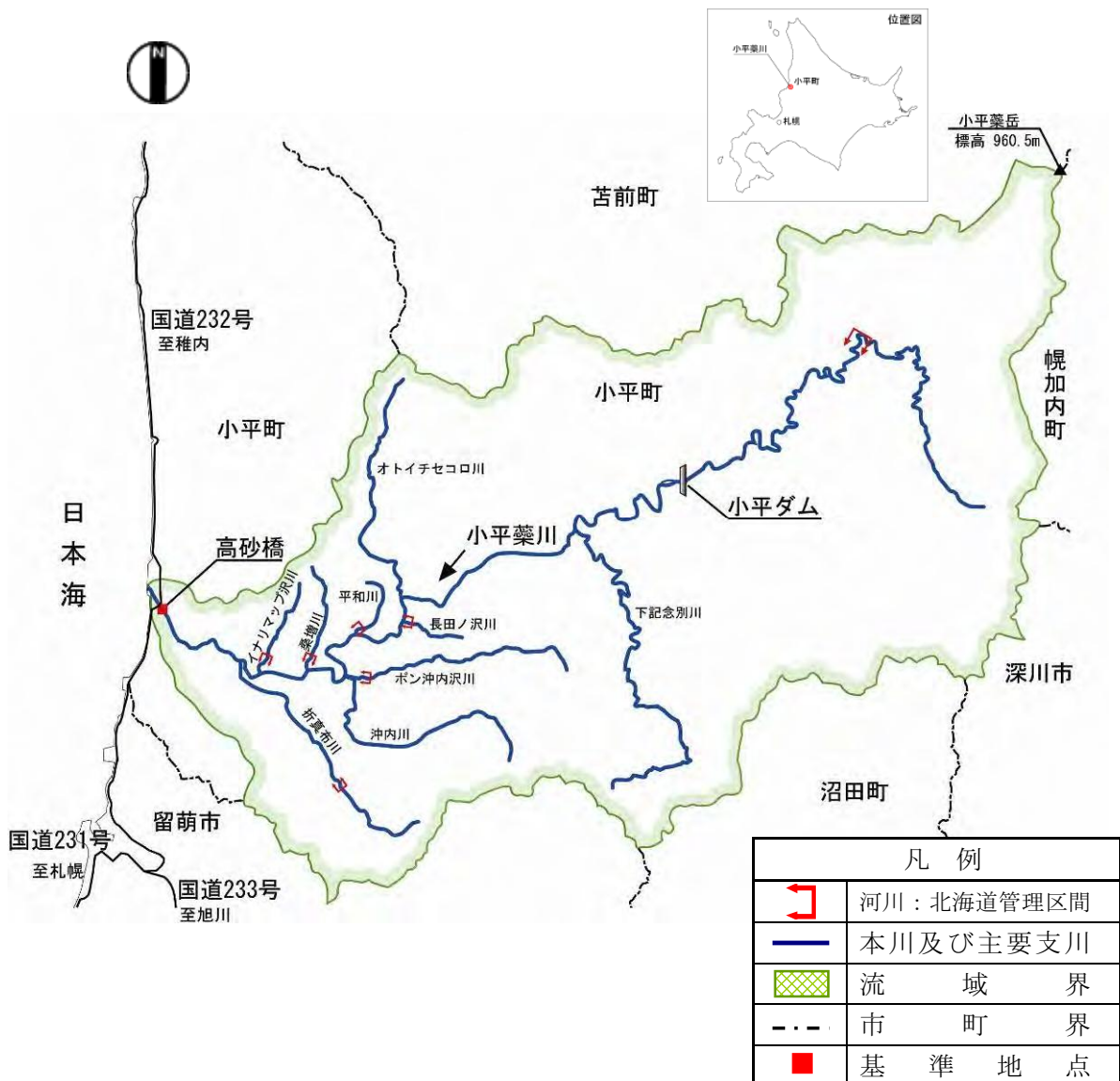


図 1-1 小平薬川水系流域図

流域の気候は、夏期において比較的温暖である。過去の最高気温は約 35℃を記録し、8月の平均気温が 20℃程度である。冬季においては、冬型の気圧配置の影響で大陸の寒気が流れ込むため気温が低く、過去の最低気温は約-30℃を記録している。

また、年平均降水量は約 1,500mm であり、降雪も比較的多く 3月の平均積雪深は 1.6m程度である。

流域の地形は、その大部分が小平薬岳(960.5m)をはじめとする、ポロシリ岳(731m)、大天狗岳(567m)等の天塩山脈群てしおさんみやくぐんの山岳丘陵で占められおり、奥地は大森林地帯となっている。下流部は二段に分かれた台地・段丘で、高位段丘は標高 60~90m、低位段丘は 30~40mの範囲にあり、低位段丘は小平薬川河口部南側に発達しており、小平薬川が、流域(東西約 34km、南北に約 32kmの小平町)のほぼ中央を貫流している。

小平薬川沿いは、氾濫原堆積物や沖積段丘による低地を形成しており、その中下流部は農地として利用されている。

流域の地質は、白亜紀、新第三紀、第四紀から成り上流部の山嶺は侵食が進んでおり、晩壯年期地形を示している。中流部は丘陵地を形成しており、比較的軟質な第三紀の堆積岩から構成されている。第四紀のうち洪積層は海岸段丘、河岸段丘、高台を形成し、沖積層は約 1 万年前~現在までの地層で、河川の氾濫原を構成し、砂礫および粘土からなる。現在の農耕地はこの上表部である。

流域の自然環境は、緑豊かな山林が多く、河川沿いにも比較的豊かな河畔林が見られる。

流域内植生は『第 3 回自然環境保全基礎調査(1984)環境庁』によると、上流から下流までエゾイタヤシナノキ群落、トドマツ植林、下部針広混交林、チシマザサークマイザサ群落が小平薬川周辺の山林に広い範囲で見られる。部分的に、上流域では落葉針葉樹植林およびハルニレ群落が分布し、中流域では落葉針葉樹植林、ヤナギ低木群落が、下流域ではヤナギ低木群落が分布する。また、河口部周辺においては海岸断崖植生も分布している。

小平薬川流域は、札幌さっぽろ~稚内間わっかないのほぼ中央地点にあたり、車で各々約三時間、道央圏あさひかわ旭川に約一時間半の道程である。

留萌管内の主幹道路は、国道 231 号(札幌~留萌)、232 号(留萌~天塩てしお)が沿岸に沿って南北に走り、広域観光ルート「日本海オロロンライン」を形成している。道々 11 路線のうち、霧立小平線きりたちは小平町と苦前町とままえを結び、国道 232 号を補完する重要な内陸道である。留萌港を中心に士別市・名寄市など圏域との輸送路として、また 3 つの湖(おびらしべ湖・朱鞠内湖しゅまりない・ホロピリ湖)を核とした小平・沼田ぬまた・幌加内ほろかないの 3 町による広域観光ルート「スリー・リンク・プロジェクト」の基盤になる道路として、観光、産業の振興にも大切な役割を果たしている。

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

小平薬川の代表的な洪水としては昭和 53 年 8 月、昭和 56 年 8 月、昭和 63 年 8 月洪水が挙げられる。

これらの洪水の中でも特筆すべき出水は昭和 53 年 8 月洪水であり、小平町の機能が完全に麻痺するほどの大洪水となった。この出水により、各地で計画高水位を超え既往最高水位を記録し、小平町では、家屋浸水 48 戸、農地冠水 503ha、橋梁流失 2 ヶ所、道道霧立小平線の住吉-達布間^{すみよし たつぷ}で 10m の決壊他 20 件の道路損壊、その他町道、橋梁等の流失、損壊等甚大な被害を被った。

その被害の大きさから再度災害防止を主目的に、小平ダム建設を含む小平薬川総合開発事業が計画され、平成 4 年に小平ダムが完成した。

小平薬川の治水事業は、昭和 28 年に台風 15 号による水害を契機に昭和 28 年から昭和 34 年までの中小河川改修事業（本郷地区 延長 2.7 km）を始め、昭和 38 年から昭和 43 年までの小規模河川改修事業（住吉地区 延長 2.3 km）、昭和 45 年から昭和 57 年の小規模河川改修工事河川改修工事（小平市街地 延長 1.8 km）と改修を進めてきた。

河川改修事業が開始され、河川切替、築堤・床止構築工事が継続的に実施されたため、橋梁や耕地が流出するような甚大な災害はなかったが、その後も豪雨のたび氾濫を繰り返し、流域の水田地帯などに多大な被害をもたらしていたため、小平町は河川改修事業とともに、北海道に抜本的な治水対策の実施を強く要望した。

これを受け北海道では、小平薬川総合開発事業の一環として洪水調整、流水の正常な機能の維持及びかんがい、上水道用水の安定供給を図る多目的ダムを滝下地区に計画、総貯水量 3,320 万 m³の小平ダムが平成 4 年に完成した。

この間も昭和 58 年から平成元年までの局部改良工事（延長 2.8 km）が実施されてきたが、これらの改修工事は、特に被害の大きい箇所^{箇所}の局部的部分改修（全河道延長の 16%、河口から小平ダムまでの 32%）にとどまり、未改修区間を残すものとなった。

このため、昭和 56 年 8 月や昭和 63 年 8 月の集中豪雨により多大な被害を受け、以下の課題への対応策として、平成元年度から小平薬川広域基幹改修工事が進められている。

1) 流下能力不足

昭和 53 年 8 月出水では、河道の流下能力不足による河川氾濫により、浸水被害が発生した。

このため、洪水を安全に流下させ、浸水被害を軽減する対策が必要となっている。

2) 大規模な洪水の恐れ

近年、計画規模を上回る洪水による災害が全国各地で発生しているが、小平薬川下流は市街地であり人口・資産が集中していることから、このような洪水が発生した場合、大規模な被害が予想される。

よって、被害を最小限に抑えるために、関係機関と連携を図りながら、水防活動及び警戒・避難体制の充実を図る必要がある。

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

小平薬川水系の水利用は、明治23年頃からの開拓農民による農業用水としての利用に始まり、水利用のほとんどが農業用水によって占められている。

平成18年度現在、本・支川合わせて258箇所の農業用取水施設から1,557haの耕作地のかんがい用水として最大5.3502m³/sが取水されている。

また、小平町の水道水源として、取水施設により最大0.0328m³/sの取水が行われている。

その他の用水としては、発電用取水として最大6.00m³/s、常時1.27m³/sが取水されている。

平成4年には沖内水位観測所上流に小平ダムが完成し流量調節を行っている。沖内水位観測所における流況は、昭和62年～平成8年までの10年間における平均低水流量が約5.87m³/sec、平均渇水流量が約2.10m³/secであり、小平ダムの完成により、水利用の合理化が図られ、深刻な水不足は生じていない。



小平薬川水系は「水質汚濁に係わる環境基準」の類型指定を受けていないが、平成14年～平成17年にかけて小平薬川全体および主要支川を対象とし、水質調査が経年的に実施されている。河川水質の指標とされる生物化学的酸素要求量（BOD）の測定値はばらつきがあるものの、平均1.0～1.6mg/lと最上流に位置する照燿橋地点でAA類型、照燿橋を除く下流側の地点でAタイプの基準値を満足する。また、浮遊物質質量（SS）については各調査地点において平均11～22mg/lとAA-Bタイプの基準値を満足する。

今後とも良好な水質を満足するため、自治体をはじめ流域全体で生活雑排水対策等を行うとともに、河川水質の目標値を設定し、管理・指導していく必要がある。

河川空間の利用としては河口部でカヌー、ヨット、ローボートなどのマリンスポーツや隣接する広場でのイベント、パークゴルフなどの利用の他、自然観察、釣り、散歩など身近な利用も見られる。上流域の小平ダムにおいては毎年「おびらしべ湖全道ボートレース大会」で利用されている。

一方、小平薬川の河川敷は地域の貴重なオープンスペースとしての役割を担っており、今後は関係自治体、地域住民のニーズ及び小平薬川が持つ歴史・文化を踏まえ、静かで緑豊かな自然環境を活かし、新たに創出される水辺環境を通じて、人々が川や自然と触れ合い親しむことのできる自然環境教育の場としての施設整備も必要である。

小平薬川の河川環境を見ると、小平ダムから上流域は山沿いを流下する部分が多く、山林から連続する河畔林が河道内に鬱蒼と生い茂る。河道内にはオノエヤナギを中心としたヤナギ類の河畔林が水際まで茂っている。河川周辺ではアオサギやマガモ等の鳥類が見られ、エゾリスやエゾユキウサギなどの哺乳類も生息が確認されている。小平薬川に流入する沢などでは、ザリガニやエゾサンショウウオが確認されており、多様な動植物が生息している。

小平ダムから^{ねいらく}寧楽橋付近までの中流域は、山沿いを流下する部分が多く、蛇行が目立ち、河道内にはヤナギ類やケヤマハンノキなどを中心とした樹木が茂っている。近傍は水田や畑地が隣接する農耕地として利用されており、ハクセキレイやアオジ、カワラヒワなどの鳥類が見られる。河川周辺ではアオサギやオシドリ、マガモなどの水辺の鳥が確認されており、スナヤツメやヤチウグイ、フクドジョウ、モツゴ、ハナカジカなどの魚類も確認されている。

寧楽橋付近から河口までの下流域は農耕地を流下し、河道内には中流域と同様にヤナギ類やケヤマハンノキなどを中心とした河畔林が形成され、河岸には減少が危惧されているヒメドクサの群落も確認されている。河川周辺ではオオワシやオオタカなど猛禽類が確認されているほか、山林に近接する箇所ではフクロウの営巣も確認されている。水辺ではオオイトトンボやシオカラトンボなどのトンボ類、高水敷や草地ではカバイロシジミやモンシロチョウなどのチョウ類をはじめとする多様な昆虫類が生息する。魚類はカワヤツメ、アユ、サクラマス（ヤマメ）などの遡上が確認されており、その他コイやフナなど多くの魚類が生息している。

河口付近では汽水域を特徴づけるシラウオ、ボラ、メナダ、ヒラメなどの魚類が生息しているほか、シノリガモやユリカモメ、オオセグロカモメなどの海鳥類も確認されている。

流域の大部分が山地で占められる小平薬川は自然の軸、緑の帯として地域の自然環境の基盤を形成しているほか、豊かな水辺の生態系や連続する緑のコリドー（回廊）として、生物の貴重な生息・生育環境を提供している。流域内の動植物を保全するためにも、これら自然環境により配慮した川づくりが必要である。

さらに、小平薬川は、水際まで植生が繁茂する自然的景観を有する箇所も多いことから、魚類等の生息しやすい河川である。これら、豊かな生態系の保全という観点からも、適正な水質の設定・管理による流水の正常な機能の維持が必要である。

※上記の記載種は平成6年度～平成17年度に実施された、小平薬川の生態系調査報告書（北海道留萌土木現業所）の調査結果による。

第2章 河川整備計画の目標

第1節 河川整備計画の対象区間

本計画の対象となる区間は、表2-1に示す北海道知事管理区間とする。

このうち優先整備区間は、小平薬川の川南頭首工からSP15545までの延長1.0Kmとする。

表2-1 小平薬川水系法区間

水系名	河川名	区 間			告示年月日 番 号
		上流端	下流端	延長(km)	
小平薬川 水 系	小平薬川	留萌郡小平町字川上 (奥二股沢合流点)	海	54.0	S19.4.1 告示第401号
	折真布川	左岸 留萌郡小平町 字菊岡70番2地先上 流端を示す標柱 右岸 同町同字67番 1地先の上流端を示 す標柱	小平薬 川への 合流点	7.25	S51.7.15 告示第2586号 S54.8.21 告示第2816号 H1.4.17 告示第612号
	イナリマップ沢川	留萌郡小平町字富里 148番1地先の道々橋 下流端	〃	0.6	H3.4.19 告示第608号
	桑増川	留萌郡小平町字富里 908番1地先の道々橋 下流端	〃	0.6	H4.4.21 告示第614号
	ポン沖内沢川	留萌郡小平町字沖内 642番地先の道々橋 下流端	〃	0.4	H6.4.15 告示第616号
	平和川	留萌郡小平町字平和 113番地先の14線ボッ クスカルバート下流端	〃	0.16	H13.4.10 告示第687号
	長田ノ沢川	留萌郡小平町字寧楽 14番2地先のボックスカ ルバート下流端	〃	0.23	H14.4.12 告示第685号

第2節 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、小平薬川水系河川整備基本方針に即した河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年とする。なお優先整備区間は概ね5年で整備を実施する。

河川整備計画の目標水準は、想定される経済的条件、社会的条件、技術的条件のほか、本支川、上下流、左右岸の安全度等を勘案し決定するものである。

本計画は、これまでの災害の発生状況や現時点の課題や河道状況などに基づき策定されたものであり、社会経済状況、財政状況の変化等にあわせ、適宜見直しを行うものとする。

第3節 河川整備計画の目標

1. 洪水による災害の発生防止または軽減に関する目標

小平薬川では、沿川の市街地及び農地の洪水氾濫を防止するため、昭和53年8月に発生した洪水を踏まえ、洪水が安全に流下できるような河川整備を進め、宅地・農地などの資産を防御する計画とする。

(1) 目標流量

小平薬川の目標流量配分は図2-1のとおりであり、基準地点^{たかさご}高砂橋では、小平ダムにより目標流量 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ を河道配分流量 $950\text{m}^3/\text{s}$ に調節する。

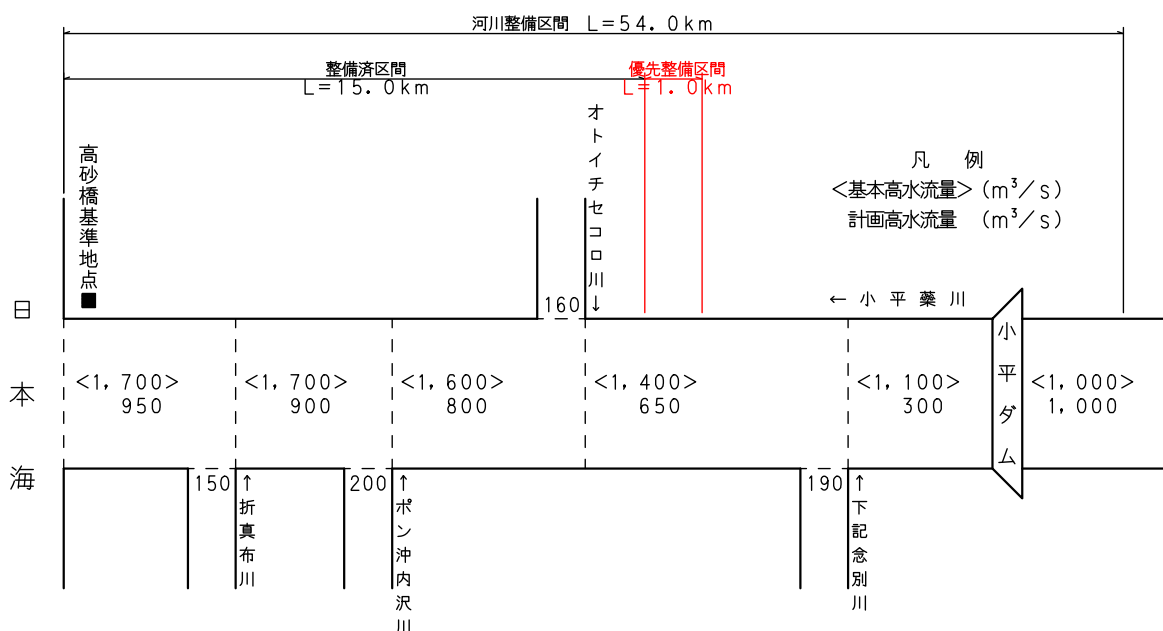
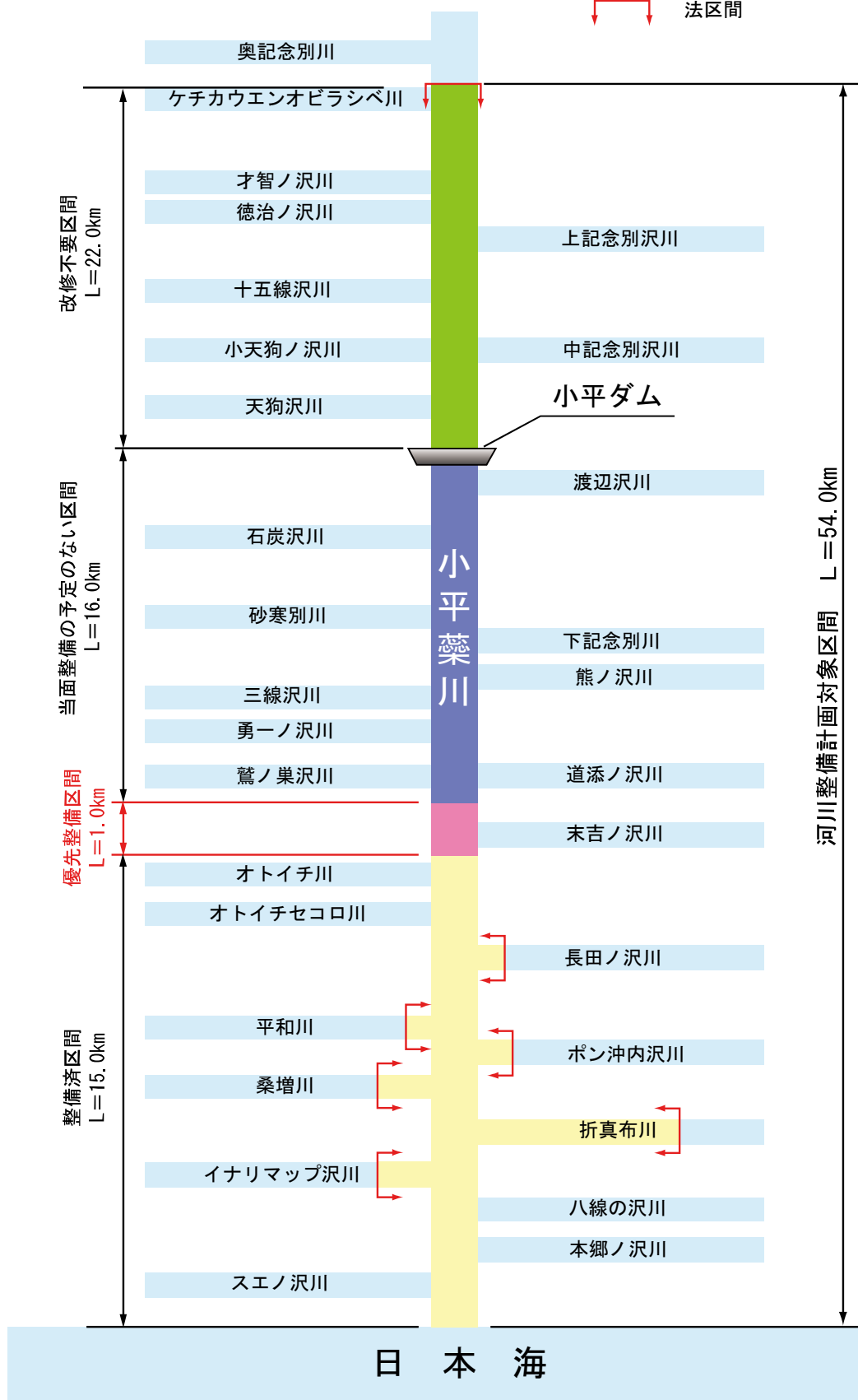


図2-1 整備計画目標流量

- 凡 例
- 優先的に整備を行う区間
 - 整備済区間
 - 当面整備の予定のない区間
 - 改修不要区間
 - 法区間



河川整備の現況及び優先整備箇所概略図

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、小平町における諸用水の需要の増大に対処するため、水資源の開発と広域かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保する。

沖内地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、景観、動植物の保護などを考慮し、かんがい期(5/15～8/31)最大約 2.8m³/s、非かんがい期(9/1～5/14)最大約 2.4m³/s を確保するものとする。なお、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

(2) 水質に関する目標

小平薬川は、環境基準類型指定は受けていない。また、小平ダム下流において小平町の水道水源として利用されているが、現在までに水質事故の報告はない。

現在、小平ダムにより流水管理が行われており、水量・水質等の問題はなく、今後の下水道整備により河川の水質が改善に向かうと考えられる。このため、小平薬川流域の水質に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう適正な管理に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関との調整を図りながら対策を講ずるものとする。

(3) 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び利用実態の把握に努め、治水・利水面との調和を図りつつ、小平薬川が持つ自然環境の保全に努める。

河川改修がほぼ完成している下流市街部では周辺地域と一体となった良好な河川環境の整備を関係自治体等と調整推進するよう努める。

また、山間地や農地を蛇行しながら流れる上中流部では蛇行河道の有する自然環境の多様性や連続性を損なうことのないよう、河道内樹木の伐採に伴う代償として河川周辺の緑の保全と補完、小平薬川の河川環境を特徴づける動植物の生息・生育環境の保全、近傍樹林地と接続したコリドーの形成に努める。

また、これら保全策の効果を検証するため、河川水辺の事前調査、追跡調査等を実施する。

a) 河川周辺の緑の保全と補完

河道内に残る樹木は小平薬川を特徴づける生態系を育んでいる反面、洪水時の流水に対する阻害となっている。このため、河道の掘削や護岸整備などにより、一部の河道内樹木は伐採を余儀なくされるが、河道外の樹林地を活用し可能な限り連続性をたもち、河川周辺の緑の保全と補完に努める。

b) 着目種の保全

小平薬川を特徴づける生物種の生息・生育環境に留意し、多自然川づくりによる瀬・淵・淀みなどの形成によりこれら生態系に必要な生息・生育環境への影響軽減に努める。

c) 連続性の保全

河川沿いに带状に連続する樹林は、生物の生息・生育空間、動物などの移動空間、地域のシンボル景観として重要な意義を有していることから、河畔の樹林等の途切れる箇所においては治水の森を計画的に整備するとともに、近傍の樹林地と接続したコリドールの形成に努める。

d) 河川工事による環境への影響の緩和

河川工事にあたっては、できるだけ自然環境に影響の少ない手法を用いるとともに、必要に応じて生息・生育環境の代償措置に努める。

- ① 河道内樹木の保全：可能な限り河道内樹木の保全を目指した河道計画とする。
- ② 現況河床への配慮：魚などの水生生物の生息場としての瀬と淵、淀みに配慮した河道掘削を行う。
- ③ 多自然川づくりの推進：生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用し、動植物への影響を最小限とする。また、植栽等の実施にあたっては、在来の樹木や植物を採用するように努める。
- ④ 事前事後の環境調査の実施：保全策の効果を検証するため事前調査、追跡調査等を実施する。

(4) 河川空間の整備と保全に関する目標

河川利用に関しては、適切な情報の提供を行うとともに、関係自治体や地域住民のニーズ及び小平薬川が持つ歴史・文化を踏まえ、人々が川とふれあい親しむ水辺空間を整備するよう努める。

小平薬川を身近なレクリエーション空間、地域のコミュニティの場として活用し、地域と河川のより良い関係を構築するため、人々に活力と安らぎをもたらす個性豊かな町のシンボルゾーンとしての河川空間を創出し、多くの人々に小平薬川とのさらなるふれあいの場を提供するよう努める。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所

小平ダム下流地域の川南頭首工から SP15545 地点までの L=1.0km 区間で流下能力不足となっている箇所を確保し、洪水被害の軽減を図るほか、洪水時における河床低下又は局所洗掘や河岸浸食の発生が危惧される箇所については、河道の安定化を図る。

2. 河川工事の内容

工事の実施にあたり、河道については瀬や淵の保全を図り、河畔林については極力保全するものとし、周辺の景観と調和が保たれるように配慮する。

水量・水質・生態系等の保全については、きれいで豊かな水が流れ、魚の住む川づくりを行うため、水量の確保、水質の改善等について関係機関との協議を行うほか、河川管理者においても必要な施策について検討する。

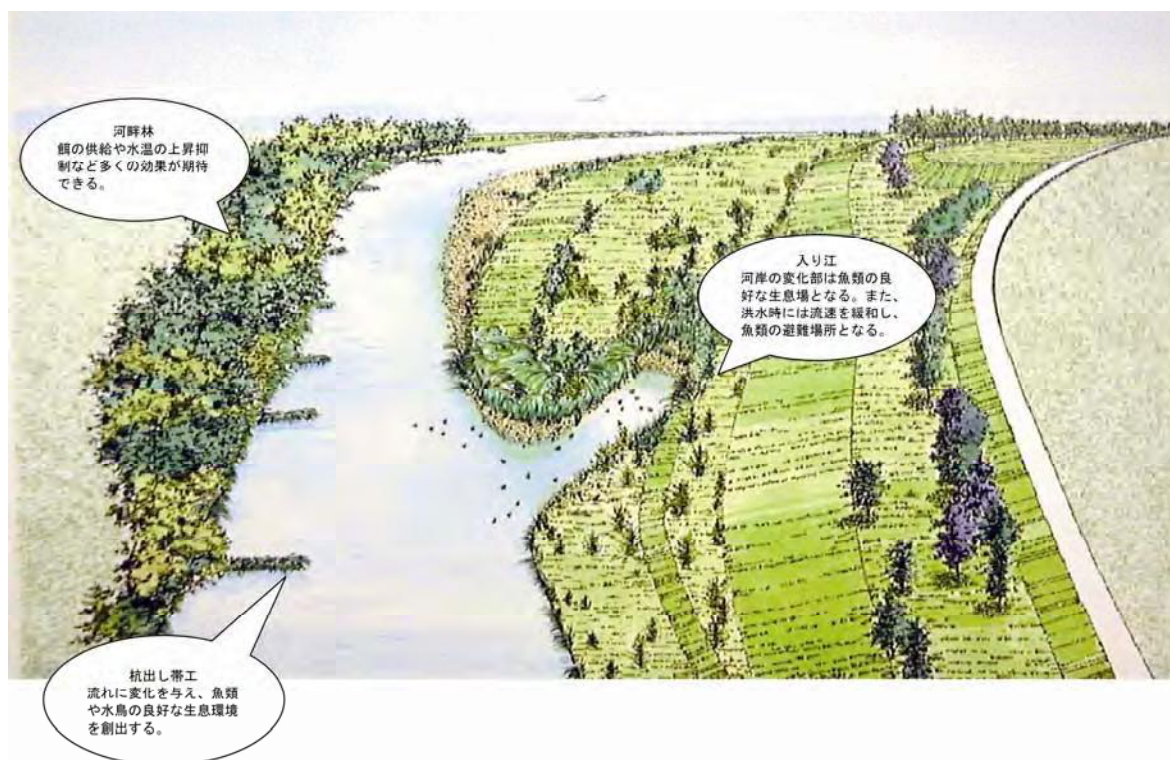


図3-1 小平薬川多自然改修イメージ図

■堤防の整備

〔目的〕

寧楽地区の堤防整備により河道断面を確保し、洪水被害の軽減を図る。

〔整備内容〕

- ・寧楽地区等の堤防整備

〔整備効果〕

- ・寧楽地区等の氾濫防止

■河道掘削、護岸の整備等

〔目的〕

流下断面が不足している箇所掘削により河道断面を確保し、洪水被害の軽減を図るとともに、護岸整備により河道の安定を図る。

〔整備内容〕

- ・河道掘削、護岸の整備等

〔環境影響と軽減効果〕

- ・河道掘削等によりヤナギ類を主体とした河道内樹木の一部が失われ、生息する動物がダメージを受ける。
- ・このため、河道内樹木の保全可能区域では水際樹木の保全を図るなど、生態系への影響を軽減する。

また、護岸整備にあたっては、魚類の生息・生育環境への影響を軽減するため、地下水の流動性、湧水の保全等に配慮した透水性の護岸構造とするほか、瀬・淵・淀みの再生を行う。

〔整備効果〕

- ・河道掘削等による氾濫の防止
- ・護岸整備による河道の安定化
- ・多自然川づくりによる水辺環境の再生
- ・杭出し帯工により流れに変化を与え、魚類や水鳥の良好な生息環境を創出



堤防整備・河道掘削等のイメージ図

■管理用道路の整備

〔目的〕

常時・非常時の河川巡視や資機材運搬のため、一連の管理用道路を整備する。

〔整備内容〕

- ・管理用道路の整備（幅員 4.0m程度）

〔整備効果〕

管理用道路の整備により、適切かつ効率的な維持管理が期待できる。特に無堤地区では、平常時の効率的な河川巡視、適切な河川敷地管理等のほか、災害時の資機材等の運搬路の確保、水質事故時の迅速な対応が期待できる。

3. 工事実施内容

計画的に実施する河川事業の整備内容は下記のとおりとするが、河道掘削及び護岸整備等については必要に応じて適時実施することとする。

表3-1 工事実施内容

地区名	区 間	整備内容
寧楽地区	川南頭首工 ～ SP15545	・掘削工 ・築堤工 ・護岸工 ・排水工

4. 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

基準地点及び主要地点における計画高水位及び川幅等については、以下の表3-2に示す。

表3-2 基準地点及び主要地点における計画高水位及び川幅

地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
高砂橋	0.6	+2.80	150
沖内	9.3	+8.35	122

(注) T.P.: 東京湾中等潮位

第2節 河川維持の目的、種類および施行の場所

適正な河川の維持管理や災害復旧の実施にあたっては、地域の特性を踏まえつつ、関係機関や地域住民と協力し、治水・利水・環境の視点から調和のとれた所期の機能を維持する事を目的として、以下の施策を行う。

1. 維持管理の課題と基本方針

洪水による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸、樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行ったうえで機能の低下を防止するための点検、補修・復旧を行うとともに、所定の流下能力を確保するため、河川管理施設の維持管理の他にも堤防や河道内に雑草・ヤナギ等が繁茂するのを防ぐ必要もある。

河川の維持管理については、環境にも配慮しつつ積極的に行う必要がある。このため、定期的な河川巡視、点検整備等により、河川環境、管理施設等の維持管理に努める必要がある。

また、河道内樹木等の保全・管理手法の確立等が今後の課題である。

小平薬川は洪水の流出が早く、住民の避難に必要な時間が十分に確保できない恐れがある。このため、洪水ハザードマップの作成普及・住民への周知のほか、迅速かつ有効な洪水予測等の情報提供や情報伝達基盤の高度化が課題である。

これらの課題を踏まえ、小平薬川の維持管理の基本方針として、「安全・安心の確保」、「地域の個性の活用」、「良好な水辺空間の確保と豊かな水環境の整備」をめざし、適切な維持管理を計画的かつ積極的に行うものとする、また、管理施設の破損など緊急性の高いものは、随時補修を行うこととする。そのためには、小平薬川の状況を的確に把握するとともに、地域住民の意見を十分に踏まえながら、川の365日を対象とした維持管理を行うものとする。

2. 計画的に取り組む維持管理

1) 河川の巡視及び点検

(1) 平常時の河川巡視

河川巡視により、河川管理施設の状況、河川利用の状況、河岸や河川空間の状況、自然環境の状況等を把握する。

(2) 出水時の河川巡視

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。

(3) 臨時点検

出水前後、地震後等に河川管理施設の総点検を実施し、被災状況を把握し、再度災害に備える。

3. 河川区域の維持管理

1) 堤防の維持管理

(1) 堤防除草

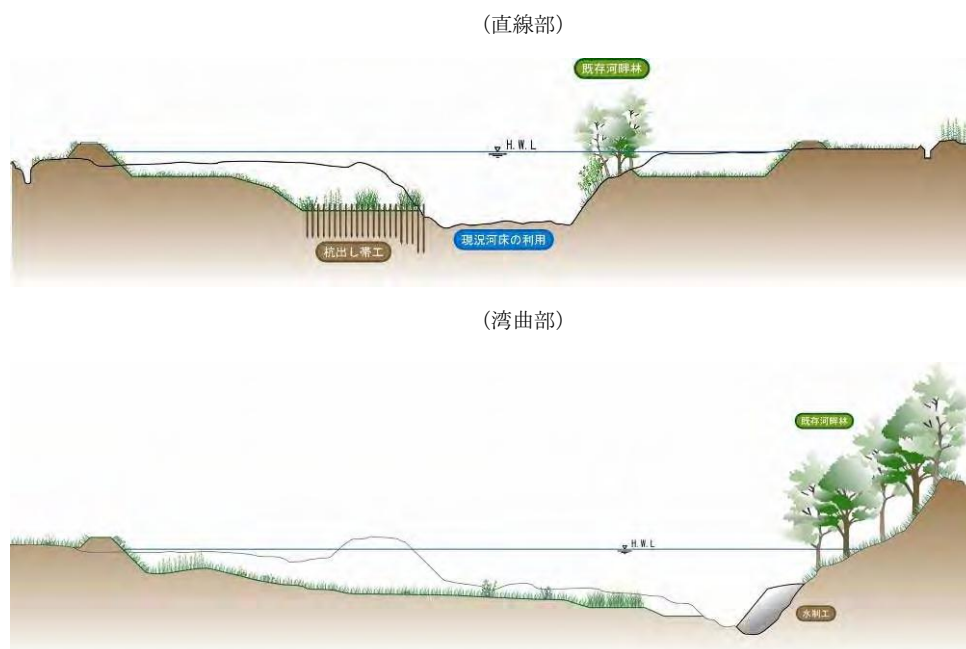
堤防法面の亀裂・法崩れ等の異常の発見、河川環境の保全等を目的として、有堤区間の堤防除草を行い、堤防法面の維持管理を行う。

また、田畑等に病害虫が発生しないように、適正な除草時期を選定するとともに集草・運搬を行う。

(2) 河道内樹木の保全・管理

流下能力に余裕のある区間においては環境上の機能を勘案し、樹木の保全を行う。河道内樹木の保全方法は、今後さらに検討を進める必要があるが、河道内樹木の保全可能区域では水際部の樹木を優先して保全・管理する。

流下能力を勘案した河道内樹木の保全状況は図に示す2パターンである。



2) 低水路の維持管理

(1) 河床の維持

- ・堆積土砂の処理

河川巡視等により堆積土砂の把握に努め適切に対処する。

- ・河床低下の措置

河床低下した場合は、自然の瀬や淵にも配慮し適切に措置する。

(2) 河岸の維持

多自然川づくりにより水際環境の創出、保全に努める。

3) 河口の維持管理（河口閉塞等）

過去に河口閉塞した事例はないが、今後の経年変化の把握に努める。

4) 河川区域の管理

(1) 河川敷地の占用

地域の意向を踏まえつつ、他の占有者や河川管理に支障のない範囲で許可する。

(2) 占用施設の維持

占用施設が常に良好な状態に維持されるよう、占有者に対して指導する。

(3) 河川区域境界及び用地境界の管理

河川敷地の適切な管理を行うため、河川区域杭を設置する。

- 5) ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止
定期的に河川巡視を行い、不法投棄の防止に努める。
- 6) 不法占用の防止
定期的に河川巡視を行い、不法占用の防止に努める。
- 7) 砂利採取等の適正化（規制）
砂利採取は許可しない。
- 8) 旧川敷地・締切り箇所管理
旧川敷地は適正に管理し、極力樹林帯として保全する。

4. 堤防・護岸の維持管理

堤防天端・法面等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行うなど、定期的に点検を行い、適切に管理する。

5. 河川構造物の維持管理

ダム、樋門等の河川構造物は、操作規則及び操作要領に基づき適正に操作するとともに、機能を正常に維持するために定期的に点検整備を行い、適切に管理する。

1) 操作規則及び要領の作成及び運用

ダム、樋門の操作規則、操作要領を定め適正に管理していく。

【 小平ダム諸元 】

河川	小平薬川水系 小平薬川
管理者	北海道
着手／竣工	1972／1992
目的／型式	FNAW／重力式コンクリート
堤高／堤頂長	42.4m／475m
流域面積／湛水面積	186.1 km ² ／265ha
総貯水容量／有効貯水容量	33200 千 m ³ ／27600 千 m ³
位置	北海道留萌郡小平町字滝下
ダム湖名	おびらしべ湖（おびらしべこ）
写真	

2) 水門等の操作の委託・委嘱

樋門は規則例に基づき委託・委嘱し、適正に管理していく。

6. 洪水時の対処方法

洪水時に河川が氾濫すると、流域内の人命・財産をはじめとして、多大な被害を生じることになる。地域と一体となった防災体制や洪水予測の精度向上、連絡体制の強化等をより一層充実させ、洪水被害の軽減を図る。

1) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎資料となることから、これらの情報を関係機関や市民へ提供する。

2) 防連絡協議会との連携

小平薬川において、洪水等による災害の発生を防止または被害を軽減するため、地方自治体の関係機関が連携し、住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うために水防連絡協議会が結成されている。

3) 洪水ハザードマップの作成・周知

小平町で、避難経路や避難場所等の情報を盛り込んだ洪水ハザードマップを現在作成中であり、住民に分かり易い形で公表する予定のため支援・協力を行う。

7. 水質事故対策の実施

油類や有害物資が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利用者にも多大な被害を与える。水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速で適切な対応が必要となってくる。

8. 自然環境・生態系の保全と調査

改修後の追跡調査等を継続実施し、河川周辺環境の把握を行うとともに、工事や樹木伐採の影響を考慮した維持管理を行う。

生物・生態系に関する調査・記録では、河川環境を特徴づける生物の生息・生育状況を調査等により記録・把握し、自然生態系の望ましい管理や工事に際しての配慮事項などを検討するための基礎資料とする。

10. 市民に親しまれる河川管理の推進

小平薬川下流部は、小平町市街地に近く小中学生の釣りや水遊びの場として利用されているだけでなく、住民の憩いの場となっている。

また、ダムのほとりにおいては、近隣小学生の自然環境境域の場等としての利用がなされており、今後さらに利用が増えてくることが期待される。

このような、社会的要請を考慮し、自治体との調整を図りながら、市民による河川管理も含めた、より市民に親しまれる河川管理を行う。

11. 地域と一体となった河川管理のための方策

流域のまちづくり事業と連携し、河川を地域のレクリエーション、防災、まちづくりの拠点として位置付け、地域と一体となった河川管理を行う。

1) 地域との協力体制、役割分担

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々への様々な河川情報を発信するとともに、地域からの河川整備に対する要望を集約し、住民参加型の管理体制を構築する。また、河川清掃や節水・水の再利用などを通じて、地域の人々の河川に対する愛護精神を啓発する。

2) 河川情報の提供

河川に関する様々な情報を発信、また受信するために、河川情報設備の設置やインターネット等のメディアを効果的に活用していく。

3) 防災体制の確立

洪水ハザードマップの作成により、水害危険度に対する住民の認識を高め、自主的な防災活動を促すものとする。

12. 他機関、他施策との連携等

1) 他機関との連携による効率的な管理

河川管理者のみならず、流域と一体となった総合的な治水対策をより充実させるため、関係機関との連絡調整体制を強化する。

また、流域の自治体や河川に関する団体、地域住民の方々など、流域の人々と積極的に協力しながら川造りを行っていく。

そのため、計画の検討、実施、見直しなど、川づくりを進めていくうえでの様々な段階で地域住民と密接に連携していく。

2) 関連施策との連携による効率的な管理

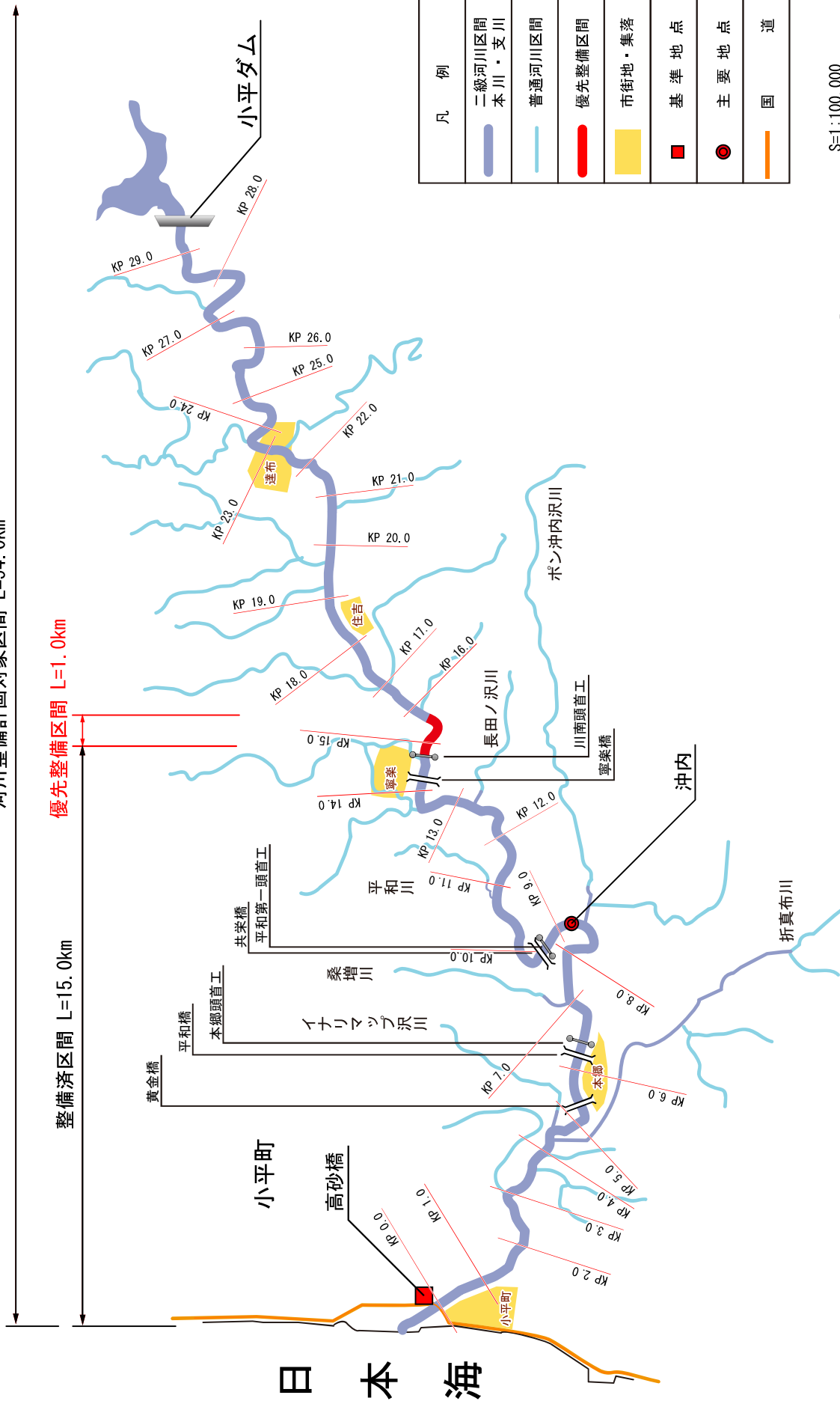
道路等の河川事業以外の事業と連携し、総合的に事業を進める。

小平薬川水系河川整備計画・付図

河川整備計画対象区間 L=54.0km

優先整備区間 L=1.0km

整備済区間 L=15.0km

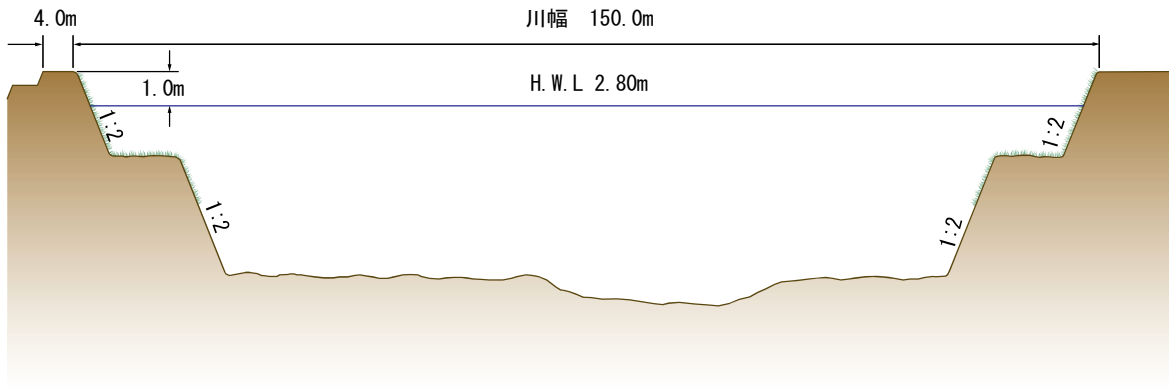


凡例	
二級河川区間 本川・支川	
普通河川区間	
優先整備区間	
市街地・集落	
基準地点	
主要地点	
国道	

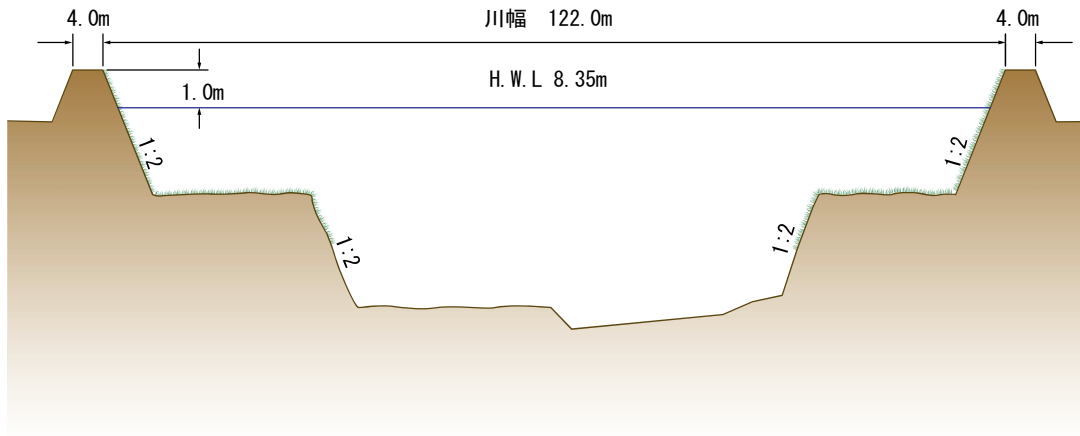


小平薬川平面図

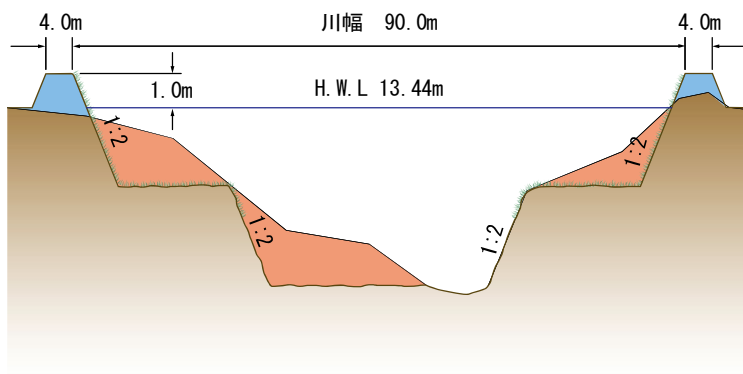
小平薬川 高砂橋地点



小平薬川 沖内地点



小平薬川 寧楽地点

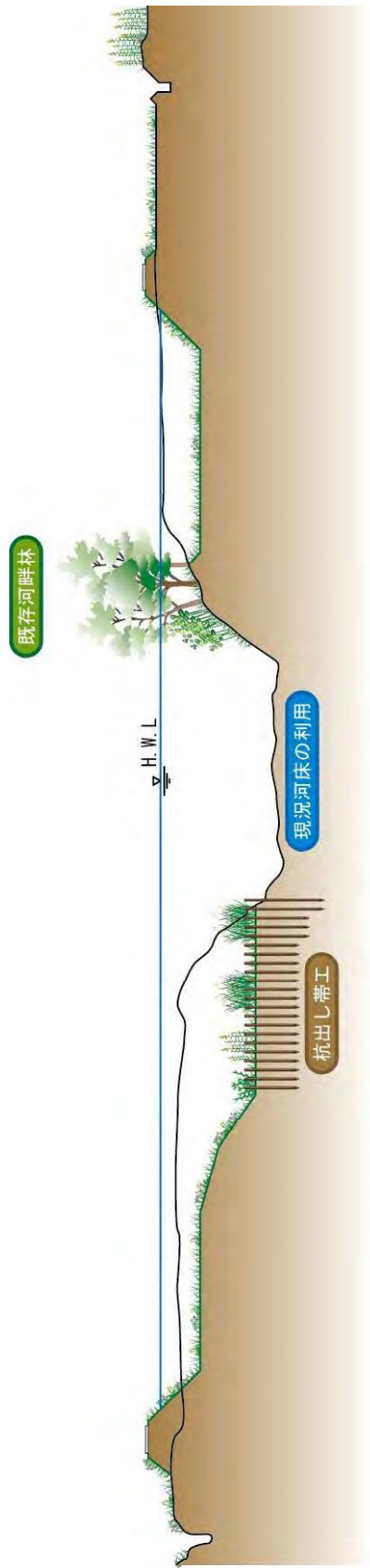


単位 :m
H.W.L.:計画高水位
基準面:TP

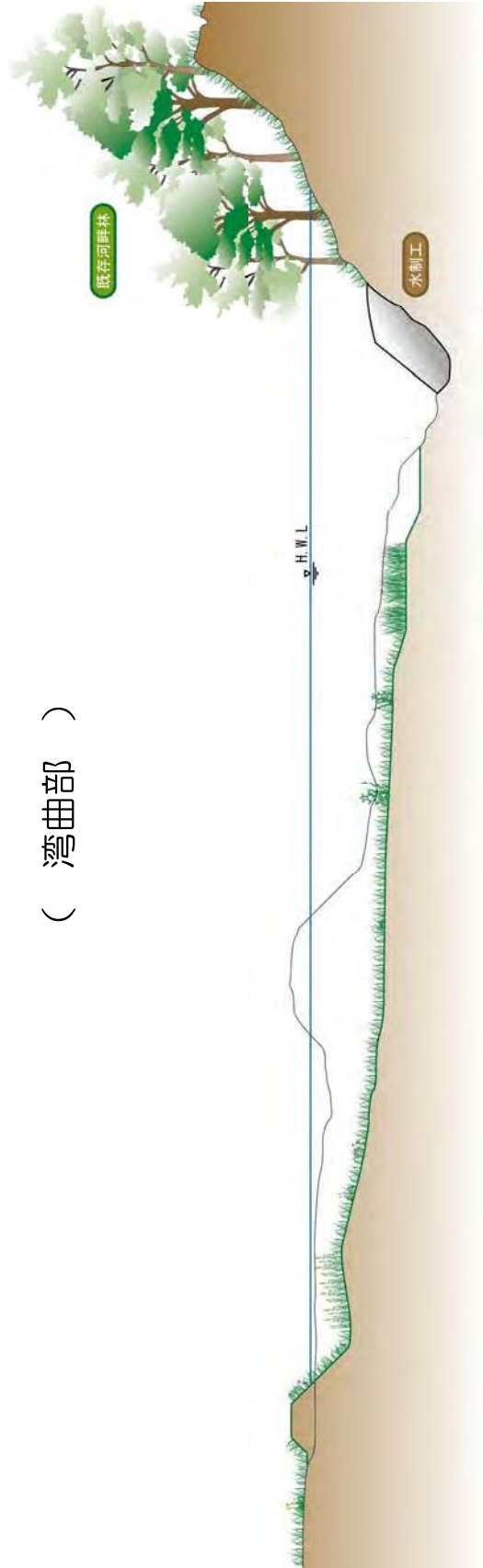
盛土
掘削

主要地点横断図

(直線部)

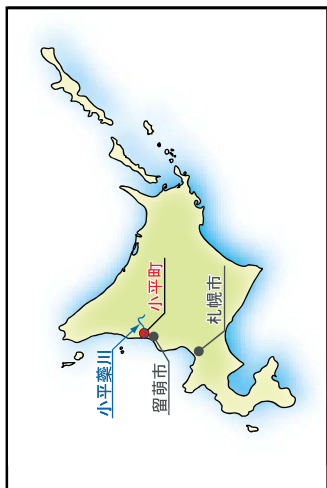


(湾曲部)

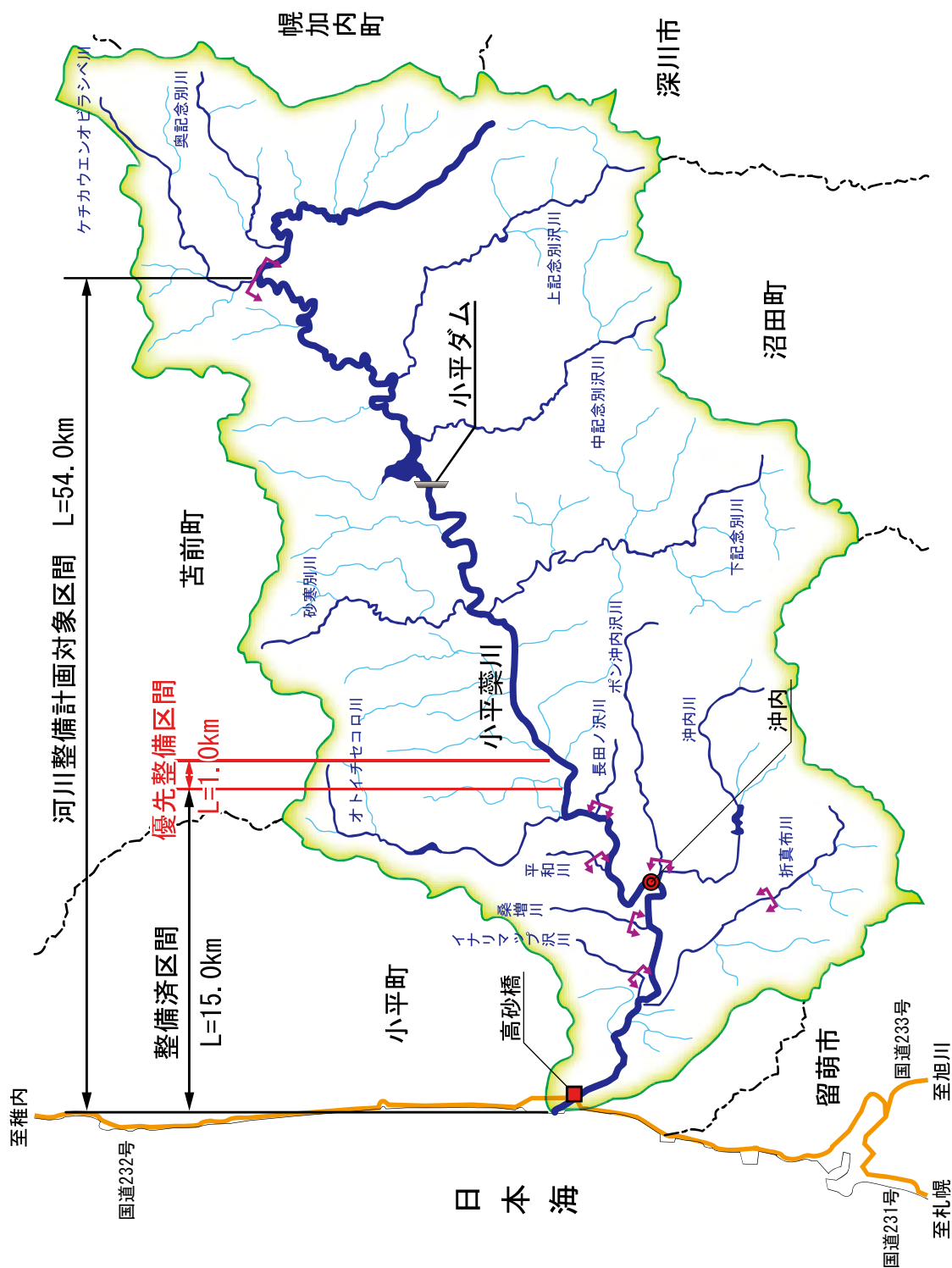


多自然川づくり 横断イメージ図

位置図



凡例	
本川及び主要支川	
支川	
二級河川区間	
事業区間	
流域界	
市町界	
基準地点	
利水基準点	
国道	



小平薬川水系流域概要図